

新宿区子育て応援協力店等普及促進事業実施要綱

平成 22 年 6 月 1 日
22 新子家企第 395 号

改正 平成 23 年 8 月 31 日 23 新子家企第 535 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、新宿区内の商店、飲食店、商店会等（以下「商店等」という。）を主な対象とし、子どもを連れた人が利用しやすい環境整備を促進するために、新宿区子育て応援協力店（以下「協力店」という。）及び新宿区子育て応援協力商店会（以下「協力商店会」という。）を登録し、普及促進を図ることに關して必要な事項を定めることにより、親子で外出しやすく、子育てしやすいまちを実現することを目的とする。

(愛称)

第 2 条 この事業に登録された協力店を「子育て応援ショップ」と称する。また、協力商店会を「子育て応援商店会」と称する。

(協力店の登録)

第 3 条 協力店への登録は、次の各号の条件をすべて満たす商店等が、次項に掲げる設備の設置や取組み及び工夫等（以下「取組み等」という。）を実施している場合において、当該商店等に対し行うものとする。

- (1) 対象となる店舗が区内にあること。
 - (2) 代表者又は責任者が明らかであること。
 - (3) 宗教活動や特定の政治活動を目的としていないこと。
 - (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと又は、暴力団若しくはその構成員の統制の下にないこと。
 - (5) その他、区長が子どもの健全育成にふさわしくないと判断する業種でないこと。
- 2 登録の対象となる取組等は次に掲げるものとする。なお、第 1 号に掲げる設備の設置及び第 2 号に掲げる受動喫煙防止への取組みについては必須項目とする。
- (1) 子どもを連れた人が利用しやすい設備の設置（必須）
別表 1(1)に掲げる設備を 1 つ以上設置していること。
 - (2) 受動喫煙防止への取組み（必須）
受動喫煙防止の観点から、健康増進法第 25 条に鑑み、別表 1(2)に掲げる全面禁煙又は分煙等の取組みを実施していること。
 - (3) 子どもを連れた人が利用しやすい取組みや工夫等の実施（任意）

- 別表 1 (3)に掲げる取組みや工夫等を 2 つ以上実施していること。
- 3 前項第 1 号の設備の設置には該当しないが、子どもを連れた人が利用しやすい取組みや工夫等により、子育て世帯を応援する商店等を「準登録店」として登録することができる。準登録店の登録要件は次のいずれをも満たしているものとする。
 - (1) 受動喫煙防止への取組み
受動喫煙防止の観点から、健康増進法第 25 条に鑑み、別表 1(2)に掲げる全面禁煙又は分煙等の取組みを実施していること。
 - (2) 子どもを連れた人が利用しやすい取組みや工夫等の実施
別表 1 (3)に掲げる取組みや工夫等を 2 つ以上実施していること。
 - 4 次の各号に掲げる取組等は、対象としないこととする。
 - (1) 有料の取組み等は対象外とする。ただし、有料の取組み等自体が営利を目的としておらず、利用者が負担する額が実費程度であり、社会通念上相当と判断される額である場合には、対象とすることができる。
 - (2) その他区長が対象とすることが適当でないと判断する取組み等

(協力商店会の登録)

- 第 4 条 協力商店会への登録は、次の各号の条件をすべて満たす商店会が、次項に掲げる取組み等を行う場合において、当該商店会に対し行うものとする。
- (1) 対象となる商店会及び事務所が区内にあること。
 - (2) 代表者又は責任者が明らかであること。
 - (3) 規約又は会則等に基づいた活動を行っていること。
 - (4) 宗教活動や特定の政治活動を目的としていないこと。
 - (5) 暴力団が代表又は会員でないこと。
 - (6) 商店会又は会員が、暴力団若しくはその構成員の統制の下にないこと。
 - (7) その他、区長が子どもの健全育成にふさわしくないと判断する業種の店舗等が会員でないこと。
- 2 登録の対象となる取組み等は次に掲げるものとする。
 - (1) 子どもを連れた人が利用しやすい取組み等
別表 2 に掲げる取組み等のうち、3 つ以上を実施していること。
 - 3 次の各号に掲げる取組等は、対象としないこととする。
 - (1) 有料の取組み等は対象外とする。ただし、有料の取組み等自体が営利を目的としておらず、利用者が負担する額が実費程度であり、社会通念上相当と判断される額である場合には、対象とすることができる。
 - (2) その他区長が対象とすることが適当でないと判断する取組み等

(申請)

第5条 協力店の登録をしようとするものは、新宿区子育て応援協力店登録申請書(第1号様式)により、協力商店会の登録をしようとするものは、新宿区子育て応援協力商店会登録申請書(第2号様式)により、区長に申請するものとする。

(登録の決定)

第6条 区長は、前条の規定により協力店又は協力商店会(以下「協力店等」という。)の登録に係る申請を受けたときは、第3条または第4条の各項、各号に照らしてその内容を審査し、必要に応じて調査等を行い、登録の可否を決定する。

2 区長は、協力店の登録を行ったときは、新宿区子育て応援協力店登録証を交付し、また、協力商店会の登録を行ったときは、新宿区子育て応援協力商店会登録証を交付する。

3 登録証の交付を受けた協力店は原則として店外から視認できる位置に、登録証の交付を受けた協力商店会は原則として商店会の入口等視認しやすい任意の位置に、それぞれ掲示することとする。

(新宿区地域ポータルサイト等による周知)

第7条 区長は、協力店等について広く区民等に周知するため、新宿区広報、新宿区地域ポータルサイトへの掲載等の方法により、公表するものとする。

2 新宿区地域ポータルサイト「しんじゅくノート」への掲載にあたっては、紹介ページの内容について協力店等と協議のうえ決定する。

3 前項のページ作成及び運用管理に係る経費については、新宿区が負担する。

(調査及び要請)

第8条 区長は、協力店等について登録要件を満たしていない可能性が認められるときは、現地訪問等の手段により、調査を行うことができる。

2 区長は、前項の調査の結果、協力店等が指定基準を満たしていないことが認められたときは、基準を満たすように要請することができる。

(登録事項の変更)

第9条 協力店等は、登録の内容に変更が生じた場合は、新宿区子育て応援協力店等登録事項変更届(第3号様式)により届け出ることとする。

(登録の廃止)

第10条 協力店等が登録の廃止を希望する場合は、新宿区子育て応援協力店等登録廃止届(第4号様式)により届け出ることとする。

(登録の取消)

第 11 条 区長は、次に掲げるいずれかの場合には、当該登録を取り消すことができる。

(1) 協力店等が前条の規定により、登録廃止届を提出し、これを受理したとき。

(2) 協力店等が虚偽の内容により申請を行う等不正の手段によって登録を受けたとき。

(3) 協力店等が第 8 条第 1 項の規定による調査及び第 8 条第 2 項の規定による要請に応じなかったとき。

(4) 協力店等が第 3 条または第 4 条に規定する要件を満たさなくなったとき。

2 区長は、登録を取り消す場合は、新宿区子育て応援協力店等登録取消通知書(第 5 号様式)により通知する。ただし、登録廃止届を受理した場合はこの限りでない。

(補則)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 22 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 10 月 1 日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

<p>(1) 子どもを連れた人が利用しやすい設備の設置 (必須)</p> <p>右に掲げる設備を 1 つ以上設置している。</p> <p>※ベビーカーでの利用について配慮すること。</p>	<p>(ア)ベビーチェアのあるトイレの設置</p> <p>(イ)子ども用補助便座のあるトイレの設置</p> <p>(ウ)ベビーベッド (おむつ替え台) 等、おむつ替えができる設備の設置</p> <p>(エ)授乳ができるスペースの設置</p> <p>(オ)子どもの遊び場や子ども用待合スペース等の設置</p> <p>(カ)その他区長が認める設備</p>
<p>(2) 受動喫煙防止への取組み (必須)</p> <p>右に掲げる受動喫煙防止への取組みのいずれかを実施している。</p>	<p>(ア)全面禁煙を実施している。</p> <p>(イ)分煙を実施している。</p> <p>(ウ)時間を区切った禁煙を実施している。</p>
<p>(3) 子どもを連れた人が利用しやすい取組みや工夫等の実施 (任意)</p> <p>右に掲げる取組みや工夫等を 2 つ以上実施している。</p>	<p>ベビーカーのまま利用可、又はベビーカー置場あり / 子どもの一時預かり / 調乳等に必要なお湯の提供 / 割引サービス / 子ども向けメニュー / 子ども用椅子の提供 / 個室あり / 座敷席あり / 子ども向けの絵本やおもちゃ等の設置 / 絵本の読み聞かせの実施 / その他区長が認める取組みや工夫等</p>

別表 2 (第 4 条関係)

<p>子どもを連れた人が利用しやすい取組み等</p> <p>右に掲げる取組み等のうち、3 つ以上を実施している。</p> <p>※ベビーカーでの利用について配慮すること。</p> <p>※必ずしも 1 か所ではなく、商店会の範囲内で実施していても可。ただし、案内図等でわかるように工夫すること。</p>	<p>(ア)ベビーチェアのあるトイレの設置</p> <p>(イ)子ども用補助便座のあるトイレの設置</p> <p>(ウ)ベビーベッド (おむつ替え台) 等、おむつ替えができる設備の設置</p> <p>(エ)授乳ができるスペースの設置</p> <p>(オ)子どもの遊び場や子ども用待合スペースの設置</p> <p>(カ)調乳用設備の設置 (給湯器の設置または店舗等でのお湯の提供)</p> <p>(キ)ベビーカーの貸出</p> <p>(ク)子どもの一時預かり</p> <p>(ケ)その他区長が認める取組みや工夫等</p>
---	---